

令和3年度弘前市宿泊業事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、旅行者が激減し、深刻な影響を受けている宿泊事業者に対し経営支援を行うことで、経営悪化による宿泊施設の減少等を回避し、観光基盤としての宿泊施設の存続を図ることにより、今後の観光行政及び地域経済の維持活性化に資することを目的に、令和3年度の予算の範囲内において弘前市宿泊業事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象施設)

第2条 支援金の交付の対象となる施設（以下「交付対象施設」という。）は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を得て、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業を行う施設とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する施設は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 研修施設、合宿施設又は福利厚生施設
- (2) 農林業体験民宿施設（主たる事業が宿泊業の場合は除く。）、自宅の一部やマンションの空室等を活用して宿泊させる施設
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する「店舗型性風俗特殊営業」に該当する施設
- (4) 前3号と同様の形態で営業する施設

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、弘前市内で交付対象施設を営む者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和3年8月又は9月の売上（交付対象施設の宿泊部門に係る売上をいう。以下同じ。）が、令和元年同月と比較し3割以上減少していること。ただし、令和元年9月1日以降の開業である又は当該比較が困難である交付対象者については、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - ア 令和3年8月又は9月の売上が、令和2年8月又は9月の売上と比較して3割以上減少していること。
 - イ 令和3年8月又は9月の売上が、令和元年12月から令和2年2月までの平均売上と比較して3割以上減少していること。
- (2) 令和3年2月以降の営業実績があり、かつ、今後も継続して営業する意思があること。
- (3) 令和元年度において納付すべき市税等について滞納がない者。この場合において市税等とは、次に掲げる区分のとおりとする。
 - ア 交付対象者が法人である場合 法人市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税
 - イ 交付対象者が個人である場合 市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険料
- (4) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（弘前市暴力団排除条例（平成24年弘前市条例第4号。以下「条例」という。）第2条に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員（条例第5条第2項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員と密接な関係を有するもの
 - エ アからウに掲げるもののいずれかが役員等（無限責任役員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人又はその団体

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、交付対象施設の収容人数（以下「収容人数」という。）及び売上減少率（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に応じ、別表に定める額とする。

2 前項の収容人数は、交付対象施設が客室ごとに定める定員数を合算したものとし、寝具の追加等により収容人数を超えて宿泊を可能とする場合のその超えた人数は含めない。

3 交付対象者が複数の施設を所有しているときは、施設の立地状況、管理状況及び経理状況等を勘案し、一体的に管理、営業等されている施設であると市長が認めた場合には各施設の収容人数を合算した人数を第1項の収容人数とする。

4 第1項の売上減少率の計算に当たり、前条第1号ただし書のいずれの要件にも該当する場合は、売上減少率が高い方を優先する。

(交付申請及び請求)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年度弘前市宿泊業事業継続支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書兼請求書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 旅館業法に基づく営業許可書の写し
- (2) 売上が3割以上減額したことを示す書類（売上台帳、試算表等）
- (3) 宿泊施設の収容人数の根拠となる書類（館内平面図等）

3 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 申請者は、令和3年12月10日までに、申請書兼請求書を市長へ提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請及び請求を受けたときは、その内容及び額について精査し、支援金を交付することが適当と認める場合には支援金の交付決定を行い、令和3年度弘前市宿泊業事業継続支援金交付額決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定をしたときは、交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」とする。）からの申請書兼請求書を受理した日から起算して30日以内に支援金を支払うこととする。

2 支援金は、口座振替により交付する。

3 支援金の交付は、一の交付対象施設（第4条第3項の規定の適用を受けるものを含む。）につき、1回とする。

(決定取消し及び支援金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (3) 支援金の交付決定を受けてから、令和4年2月28日までの期間、宿泊施設として一切の営業を行わないとき。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、交付決定者に対し、当該支援金の返還を命じることとする。

3 交付決定者は、前項の規定により支援金の返還を命ぜられた場合において、指定された期日までに当該支援金を市へ返還しなければならない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

収容人数	支援金の額		
	売上減少率50%以上 (交付率100%)	売上減少率40%以上 50%未満 (交付率70%)	売上減少率30%以上 40%未満 (交付率50%)
100人以上	1,000,000円	700,000円	500,000円
50人以上99人未満	700,000円	490,000円	350,000円
25人以上49人未満	500,000円	350,000円	250,000円
25人未満	300,000円	210,000円	150,000円